

宇都宮市長 佐藤 栄一
(都市整備部市街地整備課扱)

「立地適正化計画策定支援業務」に係る企画提案書の提出について（依頼）

時下、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本市では、居住や都市機能の適正立地の促進を図る立地適正化計画策定に向けた調査・検討を行うため、標記業務を実施することとなりました。

つきましては、委託先の選定に際し参考とするため、下記のとおり関係書類を提出くださるようお願いいたします。

記

1 企画提案書

- ・別添「企画提案書作成要領」に基づき作成・提出をお願いします。
提出期限：平成26年10月30日（木）17時
提出方法：郵送又は持参

※ プレゼンテーション

- ・企画提案書を基にプレゼンテーションを実施していただきます。
日時：平成26年11月6日（木）（時間は決まり次第ご連絡します。）
場所：市役所内会議室（宇都宮市旭1-1-5）

2 意思表明書

- ・企画提案書を提出する意思の有無について別添「意思表明書」の提出をお願いします。
提出期限：平成26年10月17日（金）
提出方法：郵送又は電子メール

宇都宮市 都市整備部 市街地整備課
企画グループ 担当：芝間，片庭
〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1-1-5
TEL:028-632-2586 FAX:028-632-5421
E-mail:u1212@city.utsunomiya.tochigi.jp

平成26年 月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様
(都市整備部市街地整備課扱)

住 所
会 社 名
代表者名

印

意 思 表 明 書

平成26年10月9日付けで、企画提案書の提出依頼がありました下記業務について、
当社として、参加する意思が（ ある ・ ない ）ことを表明します。

記

業務名：立地適正化計画策定支援業務

企画提案書作成要領

1 業務の概要

(1) 業務名

立地適正化計画策定支援業務委託

(2) 業務の目的

都市機能等の適正立地の促進を図る立地適正化計画策定に向けた調査・検討を行うもの

(3) 業務内容

立地適正化計画制度の内容や都市のコンパクト化に向けた国の施策動向等を的確に把握するとともに、本市における「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」を踏まえ、以下の通り調査・検討を行う。

①都市の現状・将来見通しやまちづくりの課題等の整理・分析

都市の現状・将来見通しやまちづくりの課題等に関する整理・分析

②計画策定に向けた調査・分析

立地適正化の基本的な方針や、居住及び都市機能誘導区域、誘導施設、誘導施策等を検討するための、居住者・都市機能・土地利用等の状況に関する調査・分析

③立地適正化の基本的な方針案の検討

計画の全体構成と記載すべき内容等の整理及び立地適正化の基本的な方針案の検討

④誘導区域設定の考え方整理及び誘導区域素案の検討

居住及び都市機能誘導区域設定の考え方整理及び誘導区域素案の検討

⑤誘導施設設定の考え方整理及び誘導施設素案の検討

各誘導区域において求められる誘導施設を設定するための考え方整理及び誘導施設の素案の検討

⑥立地適正化計画に係る各種制度の適合性等の整理・検討

立地適正化計画の創設に伴い制度化された新たな制度について、導入する際の課題及び本市への適合性・有効性の整理・検討

⑦公共交通及び道路ネットワーク形成に向けた基盤整備の考え方の整理・検討

拠点間の連携・補完を図るための公共交通及び道路ネットワーク形成に向けた基盤整備の考え方の整理・検討

⑧庁内検討資料の作成支援

計画策定について庁内検討組織において検討を行うための資料作成支援

⑨有識者への意見聴取

計画策定に向けた調査・検討内容について必要に応じ有識者への意見聴取及び意見反映

(4) 履行期間

平成 26 年 11 月下旬から平成 27 年 3 月 20 日（金）を予定

2 企画提案上限額

6,000 千円（消費税を含む）

※上限額を超えて企画提案書が提出された場合は失格とし提案内容の評価は行いません。

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ・様式1～3及び企画提案書を各10部(原本1部, 写し9部)提出してください。
- ・参考見積, 会社概要は各2部提出してください。

(2) 企画提案を求める内容

資料1「本業務仕様書」及び, 資料2「提出書類一覧」を参照

(3) 提出期限及び提出方法

提出期限: 平成26年10月30日(木)17時まで

提出方法: 郵送又は持参により提出してください。

(郵送の場合は平成26年10月30日必着)

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問の受付は, 文書(記載様式は問わない)により, 電子メールで行います。

※担当部署, 担当者, 電話及びFAX番号, 電子メールアドレスを併記してください。

受付期間: 平成26年10月10日(金)から平成26年10月14日(火)17時まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は, 平成26年10月16日(木)までに全ての参加表明者等に対し電子メールで行います。

5 審査方法

- ・企画提案に係るプレゼンテーションを実施します。(質疑含め30分程度)
※プレゼンテーションは企画提案書に基づき, 本業務への従事予定者(様式2に記載した5人以内)の実施をお願いします。
※価格も評価対象とします。
- ・日時: 平成26年11月6日(木)
- ・場所: 市役所内会議室(宇都宮市旭1丁目1-5)
※詳細については参加表明者に対し改めて連絡します。

6 その他の留意事項

- ・企画提案書の作成, 提出に関する事項は, 提出者の負担とします。
- ・企画提案書提出後においては原則, 企画提案書に記載された内容の変更を認めません。また, 企画提案書に記載した予定技術者は, 原則として変更できません。
※やむを得ない理由により変更を行う場合には, 同等以上の技術者であるとの了解を発注者(市)から得る必要があります。

7 今後のスケジュール(予定)

日時	項目	備考
10月9日(木)	企画提案書提出依頼	
10月10日(金)～14日(火)17時迄	質問の受付	・電子メールで受付
10月16日(木)	質問に対する回答(市から)	・参加表明者等に電子メールで回答
10月17日(金)	意思表明書提出期限	・郵送又は電子メールで受付
10月30日(木)17時迄	企画提案書提出期限	・郵送(必着)又は持参
11月6日(木) *1社30分程度(説明20分・質疑10分)	プレゼンテーション (場所:市役所内会議室)	
11月下旬	委託候補者の決定	・企画提案者に結果を通知

立地適正化計画策定支援業務委託 仕様書

第 1 章 総則

1 業務の名称

立地適正化計画策定支援業務委託

2 業務の背景・必要性

- ・ 本市においては、将来に渡り持続的に発展し、多くの人と企業から選ばれる都市となるため、総合計画や都市計画マスタープランにおいて将来の都市構造として掲げている「ネットワーク型コンパクトシティ」の着実な実現に向け、平成 25 年度より、「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン（以下、NCC 形成ビジョン）」の策定に着手し、本年 3 月に中間取りまとめを行ったところである。
- ・ こうした中、国においては、本年 5 月に都市再生特別措置法を改正し、今後都市が目指すべきまちづくりの方向である、居住や都市機能を集約した複数の拠点で公共交通でつなぐ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を推進するため、コンパクトなまちづくりに取り組む都市を支援する「立地適正化計画制度」を創設したところである。
- ・ このようなことから、今後、本市において「NCC 形成ビジョン」の具現化を図る上で、「立地適正化計画」を策定し、居住及び都市機能誘導区域や誘導施設、効果的な誘導策等を定めるに当たり、専門的かつ技術的な観点から調査・検討を行うため、本業務を実施する必要がある。

3 目的

本業務は、上記背景等を踏まえ、都市機能等の適正立地の促進を図る立地適正化計画策定に向けた調査・検討を行うものである。

4 業務の期間

契約締結の日から平成 27 年 3 月 20 日（金）までとする。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 主任技術者は、業務の全般に渡り、技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、県、本市等）との整合、調整に十分留意するものとする。

6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知りえた事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理または情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や本市内業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する業者（以下、「市内業者」という。）から選定するよう努めるものとする。

市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への発注金額の割合等を企画提案内容に盛り込むものとする。

9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、本市から貸与を受けた資料については、そのリストを本市に提出し、業務完了とともに返却すること。

なお、本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

10 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

11 議事録

受託者は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって本市へ報告するものとする。

12 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするとき、その都度、本市の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

①業務着手届 ②業務工程表 ③技術者届及び履歴書 ④業務実施計画書

(2) 業務完了時

①業務完了届 ②成果品納品書

(3) その他業務遂行上必要とされる書類

13 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時、及び随時必要に応じて行うものとする。

なお、業務主任技術者は、業務着手時及び成果品納品時及び主要な打合せに、照査技術者は業務着手時及び成果品納入時には出席するものとする。

14 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを修正しなければならない。

15 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 調査報告書 | 20部 |
| (2) 調査報告書（概要版） | 20部 |
| (3) その他関係書類 | 一式 |
| (4) 上記成果品に係る電子媒体（CD-ROM等） | |

16 その他

- (1) 業務の遂行に当たり使用する関係資料及びデータ等については、最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成に当たっては、MicrosoftWord2003, MicrosoftExcel2003, 又は、これらと互換性のあるものを使用すること。

第3章 特記仕様

本業務の内容は以下のとおりとする。

1 調査対象区域

市全域（立地適正化計画区域）

2 調査内容

本調査においては、立地適正化計画制度の内容や都市のコンパクト化に向けた国の施策動向等を的確に把握するとともに、NCC形成ビジョンを踏まえ、立地適正化計画の骨格となる「基本的な方針」及び「居住及び都市機能誘導区域」、「誘導施設」に関する事項を基本に調査・検討を行うものとする。

調査に当たっては、本市の地域特性等を十分に踏まえ、NCC形成ビジョンに位置付けた、拠点間の連携・補完の関係を考慮し、都市全体の観点から調査・検討を行うものとする。

なお、立地適正化計画は、市民生活に密接に関連する内容を定める計画であるため、段階的に策定作業を進めることとし、次年度は具体的な施策等の検討を加えた上で、本年度調査による素案を基に計画案を取りまとめていく予定である。

(1) 都市の現状・将来見通しやまちづくりの課題等の整理

NCC形成ビジョンなどまちづくりに関する上位・関連計画等を踏まえ、都市の現状・将来見通しやまちづくりの課題等の整理を行う。

(2) 計画策定に向けた調査・分析

前項における都市の現状・課題等を踏まえ、NCC形成ビジョンなどの既往調査を参考としながら、居住や都市機能、土地利用、交通など多角的視点による計画内容の検討を行う上で必要な調査項目を設定し、調査・分析を行う。

なお、調査に当たっては、都市経営（都市構造と税収・インフラ等の維持管理コスト）の観点や、市民説明、計画の達成状況の評価等への活用も考慮するものとする。

(3) 立地適正化の基本的な方針案の検討

計画の全体構成と計画に盛り込むべき内容等を整理するとともに、NCC形成ビジョンや本市の地域特性等を踏まえ、立地適正化の基本的な方針案を検討する。

(4) 誘導区域設定の考え方整理及び誘導区域素案の検討

人口や都市機能の集積、公共交通のサービス水準等を踏まえ、本市の地域特性に応じ郊外部を含めた居住及び都市機能誘導の考え方及び区域設定の考え方を整理する。

また、地形地物や土地利用、基盤整備の状況のほか、都市経営の観点などを考慮した様々なケースを想定した上で、居住及び都市機能を誘導すべき区域の素案を検討する。

(5) 誘導施設設定の考え方整理及び誘導施設素案の検討

前項において検討した都市機能誘導区域に誘導すべき施設を設定するに当たり、居住や都市機能、公共交通の状況等の地域特性を踏まえ、各誘導区域において求められる都市機能の種類、規模、水準や、都市機能の適正立地が可能となる条件など、誘導施設を設定するための考え方を整理し、想定される誘導施設の素案を検討する。

(6) 立地適正化計画に係る各種制度の導入に際しての課題等の整理・検討

立地適正化計画の創設に伴い制度化された、居住調整地域や、特定用途誘導地区、跡地等管理区域、駐車場配置適正化区域などの新たな制度について、本市に導入する際の課題等を整理・検討する。

(7) 公共交通及び道路ネットワーク形成に向けた考え方の整理・検討

NCC形成ビジョンや地域特性等を踏まえ、拠点間の連携・補完を図るための公共交通及び道路ネットワーク形成に向けた考え方について整理・検討する。

(8) 庁内検討資料の作成支援

立地適正化計画の策定について、庁内検討組織において検討を行うための資料作成の支援を行う。

(9) 有識者への意見聴取

立地適正化計画の策定に向けた調査・検討内容について、必要に応じ有識者への意見聴取を行い意見の反映を行う。

提出書類一覧

提出書類	備 考
(様式 1) 添書 10部	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 1 について記名の上、添書として提出する。(原本 1 部、写し 9 部)
(様式 2) 業務実施体制 10部	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の業務主任技術者、照査技術者、担当技術者を記載する。 ・照査技術者は下記のいずれかの資格要件を満たす者とする。 技術士 (都市及び地方計画部門又は総合技術監理部門) RCCM (都市及び地方計画部門) 上記資格と同等な能力を有すると認められる者 ・記載様式は様式 2 とし、A 4 版 1 枚で記載する。
(様式 3) 予定技術者の経歴 10部	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の業務主任技術者、照査技術者、担当技術者の経歴を記載する。 ・配置予定の業務主任技術者、照査技術者、担当技術者が過去 10 年間に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 (注) 同種：都市計画マスタープランやコンパクトシティ形成に関する調査・検討業務 類似：同種業務に類すると貴社で判断された業務 ・手持ち業務は平成 26 年 9 月 30 日現在で記載する。 ・記載様式は様式 3 とし、1 名につき A 4 版 1 枚で記載する。
企画提案書 10部	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施方針、実施手法、実施フローについて企画提案を行う。 ・また、仕様書(資料 1)を踏まえ企画提案を行う。 ・A 4 版で表紙を含め両面 10 枚以内で作成すること。 <p>※様式は問わない。</p>
参考見積 2部	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案内容の参考見積を提出すること。 <p>※様式は問わない。</p>
会社概要 2部	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要を記載した資料 (パンフレット等) ・会社としての同種・類似業務の実績 <p>※様式は問わない。</p>

(様式1)

企 画 提 案 書

業務名：立地適正化計画策定支援業務

履行期間：平成26年11月下旬から平成27年3月20日（金）

標記業務について、企画提案書を提出します。

平成26年10月 日

宇都宮市長 佐藤栄一様
(都市整備部市街地整備課扱)

提出者) 住 所
電話番号
F A X
会 社 名
代 表 者

作成者) 担当部署
氏 名
F A X
E-mail

(様式2)

業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
業務主任技術者			
照査技術者			
担当技術者			

注) 所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。なお、行が足りない場合は必要に応じ追加してください。

分担業務の内容	再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）

注) 他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記述すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

予定技術者の経歴

●●技術者の経歴

①氏名：		②生年月日			
③所属・役職：					
④保有資格					
・技術士（部門： 分野： ）		・登録番号：		・取得年月日：	
・RCCM（部門： ）		・登録番号：		・取得年月日：	
・建築士（ ）		・登録番号：		・取得年月日：	
・その他（ ）		・登録番号：		・取得年月日：	
⑤同種又は類似の業務経歴（5件まで、照明書類等の添付は不要）					
種別	業務名	業務概要	発注機関	契約額（税込）	履行期間
⑥手持ち業務の状況（平成26年9月30日現在）					
業務名		発注機関	履行期間	契約額（税込）	
				（契約金額合計 万円）	
⑦従事技術部門の経歴（直近の順に記入）					
1)		年 月 ～ 年 月（年 ヶ月）			
2)		年 月 ～ 年 月（年 ヶ月）			
3)		年 月 ～ 年 月（年 ヶ月）			
		累計（年 ヶ月）			
⑧その他の経歴（業務表彰、その他）					

注）・「●●技術者」は、業務主任技術者・照査技術者・担当技術者の各名称を記述する。

・⑤の種別の欄には、「同種」もしくは「類似」のどちらかを記載する。

・⑥は金額の多寡を問わず全ての業務を記載する。

立地適正化計画策定支援業務に係る送付資料等

送付資料

- 企画提案書の提出について（依頼）
- 意思表明書
- 企画提案書作成要領
- 業務委託仕様書（資料1）
- 提出書類一覧（資料2）
- 様式1～3

関係資料等 HP アドレス一覧

- ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン中間取りまとめ（市 HP）
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/machizukuri/029293.html>
- 第2次宇都宮市都市計画マスタープラン（市 HP）
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/machizukuri/masterplan/016296.html>
- 宇都宮都市交通戦略（市 HP）
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kotsu/8152/008207.html>
- 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度。（国土交通省 HP）
http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html

既往調査等

- ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン作成支援業務報告書（平成26年3月）
 - ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン検討資料（地域カルテ）
 - 都市のリノベーションのための公的不動産の有効活用方策に関する検討調査（平成26年3月）
 - 市街地動向実態調査及び評価検討業務報告書（平成25年3月）
- ※ 既往調査等の報告書について貸与いたしますので必要な場合は御連絡ください。

宇都宮市 都市整備部 市街地整備課
企画グループ 担当：芝間，片庭
〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1-1-5
TEL:028-632-2586 FAX:028-632-5421
E-mail:u1212@city.utsunomiya.tochigi.jp